

# ◇会則・規程

## 1. 東京農業大学校友会東京都支部会則

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本支部は、東京農業大学校友会東京都支部（以下「支部」という。）と称する。

(目 的)

第2条 支部は、会員相互の親睦を図り、東京農業大学、東京農業大学校友会及び支部分会等と密接なる連絡を保ち、その発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 支部は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総会及び常任幹事会の開催
- (2) 会員名簿の作成及び会報の発行
- (3) 講演会、見学会、親睦会、旅行会等の開催
- (4) 会員の慶弔
- (5) 分会・部会の設立
- (6) その他支部の発展に必要な事業

(支部事務所及び事務局)

第4条 支部事務所及び事務局は、東京都内に置く。

2. 支部に事務局を置く。
3. 支部長は、事務局員若干名を委嘱する。
4. 支部長は、事務局員の中から2名を副事務局長に指名することが出来る。
5. 副事務局長と事務局員は事務局長の命を受け事務を行う。

### 第2章 会員、組織及び分会・部会

(会 員)

第5条 支部の会員は、東京農業大学校友会会則第6条に定める正会員とする。

(組 織)

第6条 支部は、東京都内に在住する会員及び東京都内に勤務地がある会員で組織する。

2. 分会・部会を設立し地域や職域等の校友会活動の活性化を図る。
3. 分会・部会の設立に関する規定は別に定める

### 第3章 役職者、役員の任期及び選出と任務

(役職者、役員の任期及び選出と任務)

第7条 支部に次の役職者及び役員を置き、その任期は4年とする。欠員補充をされた場合の任期は前任者の残任期間とする。

- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 支部長      | 1名   |
| (2) 副支部長     | 3名以内 |
| (3) 幹事長      | 1名   |
| (4) 副幹事長     | 3名以内 |
| (5) 専門委員会委員長 | 各1名  |
| (6) 事務局長     | 1名   |

- (7) 監事 3名以内
- 2 常任幹事 50名以内
  - 3 幹事 500名以内
  - 4 支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、専門委員会委員長、事務局長は、常任幹事の中から常任幹事会において推薦し総会で選任する。
  - 5 監事は、幹事の中から常任幹事会の推薦に基づき総会で選出する。うち1名を代表監事とする。(代表監事は、監事の互選で選出する。)
  - 6 緊急を要する役職者及び役員補充については、常任幹事会で選出し、直近の総会において追認を受けなければならない。
  - 7 常任幹事及び幹事の選出については、別に定める。
  - 8 支部長の任期は、2期8年までとする。ただし、支部長の任期8年までとする事項に関しては、別に定める取扱によるものとする。その他の役職者については再任を妨げない。

(校友会代議員の選出)

第8条 校友会代議員は、幹事の中から常任幹事会において選出し、総会の承認を得る。

- 2 校友会代議員選出要領は、別に定める。

(名誉役員)

第9条 支部に次の名誉役員を置くことができる。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 相談役 若干名
- (3) 参与 若干名
- 2 顧問は、支部長、副支部長の経験者を有資格者とし、相談役及び参与は支部に特に功績著しい者より、それぞれについて常任幹事会が推薦し、支部長がこれを委嘱する。
- 3 名誉役員は、支部長もしくは常任幹事会の諮問に応じるほか、必要に応じて常任幹事会に出席して意見を述べるができる。

(役職者の任務)

第10条 役職者の任務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部の業務を総括し、支部を代表する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長不在或いは事故ある時は、その職務を代行する。(代行の順位は支部長が決める。)
- (3) 幹事長は、支部長の命を受け会務を行う。
- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長事故ある時は、その職務を代行する。(代行の順位は支部長が決める。)
- (5) 専門委員会委員長は、東京都支部専門委員会規程にもとづき、専門委員会を統括する。
- (6) 事務局長は、幹事長の下で会務(会計を含む)を処理する。
- (7) 監事は、毎年1回定期に会務(会計を含む)を監査し、常任幹事会及び総会に報告する。また、必要に応じて監査することが出来る。

(役員の仕事)

第11条 常任幹事は、常任幹事会を構成し、支部の業務を審議し、執行する。

- 2 幹事は、推薦者の意見を代表するほか、支部役員として総会に出席し、支部の業務を審議する。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第12条 支部の会議は、総会、常任幹事会とする。

(会議の成立と決議)

第13条 会議の成立は、その時現在の構成員の2分の1以上が出席し成立する。決議は、多数決による。

2. 会議成立要件として、記名捺印の委任状は出席として扱い、決議においては、予め明示されている議題について、委任者名を記載し記名捺印してある委任状は有効とする。
3. 会議には、議事録署名人2名を選出する。
4. 会議は、議事録を作成する。議事録には、会議の名称、会議の場所・開催年月日・会議時間、出欠者数（常任幹事会は氏名を明記）、議事概要を明記し、議長と議事録署名人が署名捺印し、支部長に提出する。支部長は議事録を保管するとともに、次回の会議でそれぞれの会議の議事録を配布する。

(総会)

第14条 総会は、幹事をもって構成する。総会は年一回定期的に開催するほか、支部長あるいは、その時現在の常任幹事の2分の1以上が必要と認め書面により開催要求（内容記載）があった場合、また、その時現在の幹事の2分の1以上から書面による開催要求（内容記載）があったときは、支部長は総会を2ヶ月以内に開催しなければならない。

2. 総会は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 事業報告及び決算に関する事項
  - (2) 事業計画案及び予算案に関する事項
  - (3) 会則及び規定等の制定・改廃に関する事項
  - (4) 役職者及び役員人事に関する事項
  - (5) その他重要な事項
3. 議長は、総会で選出する。

(常任幹事会)

第15条 常任幹事会は、常任幹事をもって構成する。

2. 常任幹事会は、総会への提案事項及び支部運営・管理に関する事項を審議する。
3. 常任幹事会は、支部長が招集し、年2回以上開催する。その時現在の常任幹事の2分の1以上から書面による開催要求（内容記載）があった場合は、支部長は1ヶ月以内に常任幹事会を開催する。
4. 常任幹事会の議長は、支部長が行う。

(専門委員会)

第16条 支部に必要により専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会の設置に関しては、常任幹事会及び総会の承認を経なければならない。
3. 専門委員会に関する規定は別に定める。

## 第5章 表彰

(表彰)

第17条 支部に著しい功績のあった者又は団体に対し表彰する。表彰は、常任幹事会の推薦に基づき総会に諮り承認を受けた後支部長名を以って行う。表彰に際し副賞を贈ることができる。

## 第6章 資格喪失、除名

(資格喪失、除名)

第18条 年会費の滞納が2年に及ぶ時は、役職者・常任幹事・幹事は、資格を失う。但し、幹事の

再登録を行う場合は、年会費納入と一緒に再登録を行うものとする。

- 2 この会の体面を著しく傷つけた会員は、常任幹事会の審議を経て総会の決議により除名することができる。

## 第7章 会 計

(収 入)

第19条 支部は、次の収入を以って運営する。

- (1) 東京農業大学校友会からの交付金
  - (2) 年会費
  - (3) 寄付金
  - (4) その他の収入
2. 前号(2)の年会費は、役職者及び常任幹事は10,000円、幹事は5,000円とする。但し、代議員に補されている幹事は10,000円とする。
  3. 会計に関する取扱い要領は別に定める。

(会計年度)

第20条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 雑 則

(会則・規定等の制定・改正)

- 第21条 会則及び規定等の制定・改正は、総会において出席人数(委任状を含む)の2分の1以上の賛成を得て行う。
2. 緊急を要する会則及び規定等の制定・改正は、常任幹事会の決議により行い、直近の総会において、追認を受けなければならない。

## 附則

この会則は、昭和52年7月9日から施行する。

この改正会則は、昭和54年10月20日から施行する。

この改正会則は、昭和55年4月29日から施行する。

この改正会則は、昭和57年4月17日から施行する。

この改正会則は、昭和60年5月11日から施行する。

この改正会則は、平成3年4月20日から施行する。

この改正会則は、平成8年4月20日から施行する。

この改正会則は、平成9年4月26日改正。平成11年4月1日から施行する。

この改正会則は、平成17年4月1日から施行する。

この改正会則は、平成19年4月1日から施行する。

この改正会則は、平成21年4月1日から施行する。

この改正会則は、平成23年4月1日から施行する。

この改正会則は、平成25年4月1日に改正し、第7条8項の任期については、平成27年4月1日から施行する。

## 会則第7条8項に規定する、ただし書きに定める取扱

1. 会則第7条8項のただし書きについては、この取扱いにより実施するものとする。
2. 平成25年度の総会で選出された支部長が、任期（2年間）を満了し、平成27年度の総会で再任された場合の任期は、4年間とし、通算6年間までとする（平成25年度の総会で選出された支部長が事故または病気等で任期中に辞任した場合、総会で選出された後任の支部長の任期は、前任者の残任期間とし、平成27年度の総会で再任された場合の任期は4年間とし通算6年間を超えないものとする）。ただし、平成25年度の総会で選出された支部長が再任を辞退した場合と、平成27年度の総会で平成25年度に選出された支部長以外の者が選出された場合の支部長の任期は、2期8年までとする。
3. 支部長が任期途中で辞任（事故・病等を含む）した場合、総会で選出された後任の支部長の任期は、前任者の残任期間とする。この場合も、通算8年間を超えないものとする。従って、残任期間プラス4年間とする。

この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

## 2. 東京農業大学校友会東京都支部分会・部会設立基準

第1条 この基準は、支部会則第6条の規定により定める。

第2条 分会は、区・市町村単位に設立するものとする。

ただし、できるだけ、区・市町村は、合同で分会を設けるものとする。

第3条 部会は、職域、業界、企業等において設立するものとする。

第4条 分会・部会を設立した場合は、速やかに、支部に届けでて承認を受けなければならない。

届出の内容は、分会・部会の名称（分会を構成する区・市町村及び部会を構成する職域・業界・企業等の名前）、事務所の場所、会員数、分会長・部会長等役員氏名、分会・部会規約等の必要事項を記載した書類。

第5条 分会・部会の責任者は、常任幹事になることができる、また、分会・部会役職者のうち、副会長、幹事長（事務局長）、副幹事長、会計等役職者は、原則として、幹事に推薦することができる。

第6条 この基準の改正は、常任幹事会と総会の承認を経て改正することができる。

### 附則

この基準は、平成17年11月18日制定し施行する。

### 3. 東京農業大学校友会東京都支部会計取扱い要領

この会計取扱い要領は、会計業務を円滑に進めるものであり、財務委員会の発議により、常任幹事会の議決をもって運用する。

1. 会員が、幹事として承認された時をもって、年会費の支払義務が生じる。  
年度の途中に承認された場合でも、年会費は全額を納入しなければならない。
2. 名誉役員（顧問・相談役・参与）の年会費は徴収しない。
3. 会則第18条により、資格喪失された者が、再びその資格を得ようとする時は、2年間の滞納会費が完納されたことが確認された時点で資格が回復するものとする。
4. 個別の年会費納入状況は、財務委員会の承認をもって、委員長責任において、決算時に公表できるものとする。
5. 徴収及び公表の時期は、平成17年度からとする。
6. この取扱い要領は、常任幹事会の承認得て変更できる。

この取扱い要領は、平成17年11月18日から適用する。

平成 年 月 日

東京農業大学校友会東京都支部  
支部長 殿

届出者 \_\_\_\_\_ 印

### 東京農業大学校友会東京都支部分会・部会届

この度、校友会東京都支部分会・部会を設立いたしましたので、東京農業大学校友会東京都支部分会・部会設立基準の規定に基づき、お届けいたします。

分会・部会の名称		
事務所の場所		
連絡先		
会員数		
役員氏名	役職名	氏 名

※ その他、規約等がありましたら添付願います。

承認日 年 月 日

## 4. 東京農業大学校友会東京都支部常任幹事・幹事選出規程

第1条 この規程は、支部会則第7条の規定により定める。

(幹事の選出)

第2条 幹事は、支部会則第5条に規定する正会員1名から推薦があり、常任幹事会において承認を受けた者は幹事となる。

2 分会・部会の責任者は、就任と同時に幹事となり、直ちに支部長に届けなければならない。

3 正会員は、1年に1名幹事を推薦することができる。

4 分会長及び部会長から推薦のあった幹事については、年会費の納入日をもって幹事となる。

(常任幹事推薦委員会委員)

第3条 常任幹事推薦委員会委員は、19名とする。現在の役職者から5名、現在の常任幹事ならびに幹事の中からそれぞれ5名を常任幹事会において選出する。

2 常任幹事推薦委員会委員に欠員が生じた場合は、常任幹事会において、それぞれの選出先から補充する。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 常任幹事推薦委員会委員の任期は、4年間とする。

(常任幹事の選出)

第4条 常任幹事は、幹事の中から常任幹事推薦委員会で推薦し、常任幹事会の承認を得て総会において選出する。

2 分会・部会の責任者は、常任幹事に就任することが出来る。

①分会・部会を設立した場合は、分会・部会設立基準により、支部に届け出て、常任幹事会の承認を受けた後に、分会・部会の責任者は常任幹事に就任することができる。この場合、直近の総会に報告する。

②分会・部会の責任者が交替した場合は、支部に報告し、常任幹事会に諮り承認を受けた後に常任幹事に就任する。この場合、直近の総会に報告する。任期中に総会の開催がない場合は、常任幹事会の承認をもって就任する。その任期は前任者の残任期間とする。

3 常任幹事に欠員を生じた場合は、常任幹事推薦委員会から推薦し、常任幹事会で承認を受けた後、直近の総会において承認を受ける。任期中に総会の開催がない場合は、常任幹事会の承認をもって就任する。その任期は前任者の残任期間とする。

第5条 この規程の改正は、常任幹事会と、総会の承認を経て改正することができる。

### 附則

この規程は、平成17年11月18日から施行する。

この規程は平成19年4月1日から施行する。

この規程は平成21年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成25年4月1日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

# 東京都支部幹事申請書

平成 年 月 日

東京農業大学校友会東京都支部  
支部長 殿

私は、支部会則第7条第3項による幹事候補者として申請いたします。

氏名	印	卒年・学科	生年月日	
自宅住所	〒			電話番号
勤務先名				役職
勤務先住所	〒			電話番号

私の推薦者は下記の会員です。

氏名		卒業年度	生年月日	
自宅住所	〒			電話番号
勤務先名				役職
勤務先住所	〒			電話番号

## 5. 東京農業大学校友会東京都支部専門委員会規程

第1条 この規程は、支部会則第16条の規定により定める。

(専門委員会)

第2条 支部に、次の専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 組織委員会（組織の拡充、名簿の発行、会則の改正等に関する事項を行う。）
- (2) 行事委員会（講演会、見学会、親睦会、旅行会等各種行事の企画・実施等に関する事項を行う。）
- (3) 広報委員会（会報の発行等に関する事項を行う。）
- (4) 財務委員会（財政の確立及び会費等に関する事項を行う。）
- (5) その他必要により、委員会を置くことができる。必要により置く委員会は、常任幹事会の承認を得て総会に報告する。

(委員会委員の任期)

第3条 委員会委員（以下「委員」という。）の任期は、4年間とする。

(委員の選出と委員長)

第4条 委員は、常任幹事及び幹事の中から各委員長が選出し、常任幹事会に報告する。

(委員の定数と補充)

第5条 各委員会委員の定数は、別に定めのある場合を除き原則として10名以内とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、委員長の判断で補充できる。補充した委員については、直近の常任幹事会の承認を得た後、直近の総会に報告する。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の開催条件と決議条件)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席を得て成立する。予め明示されている議題について、委任者を記載し記名捺印してある委任状は出席として取り扱う。
- 3 委員会の決議は、出席委員の過半数の賛成を得て決定する。この場合、予め明示されている議題については、委任者を記載し、記名捺印してある委任状は有効として取り扱う。

第7条 この規程の改正は、常任幹事会と、総会の承認を経て改正することができる。

### 附則

この規程は、平成17年11月18日制定し施行する。

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成25年4月1日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

## ◇東京農業大学校友会支部会員名簿管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、校友会活動の基本となる会員名簿の活用にあたり、東京農業大学校友会本部事務局（以下「本部事務局」という。）が各支部に配布した支部別会員名簿及びフロッピー・CD-R（以下「個人情報」という。）の利用及び管理について定めるものとする。

(個人情報項目)

第 2 条 個人情報として掲げる情報項目は、次のとおりとする。

- (1) 会員の氏名
- (2) 郵便番号、住所及び電話番号
- (3) 卒業年度、学部及び学科名
- (4) 勤務先名及び勤務先の電話番号

(開示又は提供)

第 3 条 個人情報の開示又は提供を受けられる対象機関及び対象者は、次のとおりとする。

- (1) 国内各支部、各支部分会及び会員
- (2) 海外支部、各支部分会及び会員

(管理責任者)

第 4 条 校友会各支部は、支部長を管理責任者とし、管理責任者は、支部会員の中から個人情報管理者（以下「管理者」という。）1 名を指名して、個人情報の消去並びに廃棄等の適正な管理に努めるものとする。

2 支部長は、指名した管理者の氏名を本部事務局に届出るものとする。

3 支部長は、次の各号に基づき、情報開示又は情報提供することが妥当と判断された場合、管理者に指示するものとする。

- (1) 情報開示又は情報提供が適正であると判断された場合
- (2) 校友会活動（会議、会合、イベント等の通知・会報及び資料の送付等）の活性化と円滑な活動に資すると判断された場合

(管理者の責務)

第 5 条 管理者は、個人情報の管理に関し本部名簿管理者の指示に従うものとする。

2 管理者は、支部長の指示に従い個人情報を開示又は提供するものとする。

3 管理者は、個人情報の管理を厳正に行うと共に、会員以外の者に情報開示又は提供をしてはならない。

(個人情報の申込み)

第 6 条 支部分会、部会及び会員が個人情報の提供を求める場合、文書、ファクシミリ又は電話をもって支部長宛に申し込まなければならない。

2 前項により申し込みを受理した支部長は、第 4 条第 3 項の規定に基づき、管理者に指示するものとする。

(規程の改正)

第 7 条 この規程の改正は、東京農業大学校友会理事会の議を経るものとする。

### 附則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。